

2015年度博士学位論文審査報告

博士学位論文申請者 金 仙 玉

愛知県立大学大学院人間発達学研究科博士後期課程（2013年度入学）

博士学位申請論文題目 障害者教育における「合理的配慮」の意義と課題
— 韓国の現状と社会福祉的背景 —

博士の専攻分野の名称 博士（人間発達学）

審査担当者	主査	教授	坪 井	由 実
	副査	教授	渡 部	昭 男（神戸大学大学院）
	副査	教授	玉 村	公二彦（奈良教育大学）
	副査	教授	望 月	彰
	副査	教授	橋 本	明

本論文は、2006年12月13日の国連総会において採択された障害者権利条約において一般的義務とされている「合理的配慮」の概念について、主に韓国の障害児教育への適用の実態を通して、その意義と課題を考察したものである。

韓国は、本条約を2008年12月に批准しているが、批准に先駆けて2007年4月に制定した障害者差別禁止法（障害者の差別禁止及び権利救済に関する法律）では、条約の「合理的配慮」の用語を、あえて「正当な便宜」という用語に置き換えた。本論文は、その点に着目して、権利条約における「合理的配慮」と韓国の障害者教育においても適用されることとなった「正当な便宜」との相違およびその実情を明らかにするとともに、日本における障害者権利条約の導入過程との比較を通して、「合理的配慮」の意義と課題を考察している。

本論文は、全7章からなり、大きく分けると、障害者権利条約における「合理的配慮」の概念につながる思想史・法制史の流れの整理、韓国における福祉国家政策の展開と「正当な便宜」概念導入の経過の整理、インタビュー調査に基づく「正当な便宜」の運用実態の分析、および、日本の障害児教育における「合理的配慮」概念導入の思想的・法制史的整理をふまえた韓国の障害児教育における「正当な便宜」概念の検討を内容としている。

本論文の成果は、まず第一に、「合理的配慮」に関して障害者権利条約のみを扱うのではなく、そこに至る過程を丹念に分析し、米国公民権法の雇用機会における宗教差別に係る原初的な「合理的配慮」概念には「重大な支障」「過度な負担」「妥当性」「合理性」といった制約性が存在していたことを明らかにしている。また、障害者権利条約の審議過程において、「合理的配慮」の有する権利性はより強化されたものの、

その制約性が完全に払拭されたわけでないことも明らかにしている。

さらに、韓国の障害者差別禁止法が障害者権利条約における「合理的配慮」の概念を「正当な便宜」に置き換えた背景要因について、戦後韓国史における福祉国家政策の展開を整理しつつ分析し、「正当な便宜」概念は、韓国における障害者の権利獲得運動の成果としての側面を持つものであるが、同時に、「過度な負担」（財政的負担）と「著しい困難な事情」（非財政的負担）という二重の免責規定に加えて、当事者の要求がないことを理由に、国や自治体が障害児とりわけ知的障害児の「教育を受ける権利」保障を合法的に忌避する根拠となりかねない概念であることを明らかにしている。

韓国における障害者差別禁止法および障害児教育の研究にはこのような視点による「正当な便宜」概念の分析は見られず、新たな知見を提起したものといえるが、障害者権利条約に収斂された「合理的配慮」の概念については、国際人権法としての同条約の意義と課題、さらに、各国とりわけ韓国における条約批准に向けた審議過程とその解釈、憲法および諸法令との関係に関する学術的もしくは判例等の検討を通して、さらにその意義、範囲、内容を解明することが課題である。

第二に、韓国における「正当な便宜」概念に関する研究は、従来、障害者差別禁止法の解釈論にとどまり、障害児教育現場における「正当な便宜」の運用実態にまで迫る研究はなかったところ、本論文は、同法に基づく権利救済機関である国家人権委員会の実績を分析するとともに、障害児教育に関わる教師、保護者、教育行政担当者に対するインタビューを通して韓国における障害児教育の実情を調査分析し、「正当な便宜」の運用実態の一端を明らかにしている。

さらに本論文は、「正当な便宜」概念が、障害者権利条約の「合理的配慮」概念の基底にある能力観の国際的展開すなわち WHO による 1980 年の国際障害分類・ICIDH から 2001 年の ICF への移行に見られる、「障害」を「個人の属性」から「個人と環境との相互作用」ととらえ直したパラダイム転換を十分にふまえていないものであり、また、障害当事者や保護者による積極的な要求に応じた便宜提供を原則とするものであることから、自ら要求を主張しにくい知的障害者が排除されるおそれがあることを問題提起している。

第三に本論文は、戦後日本の障害児教育における糸賀一雄らの発達保障思想と実践創造の蓄積とともに、特殊教育から特別支援教育への転換における個別支援の取り組みの重視に着目し、韓国と異なり「合理的配慮」概念を「抵抗なく受け入れた」背景には、日本国憲法第 26 条に規定される「能力に応じて、ひとしく」を、障害児教育実践の展開などを通して「発達の必要に応じて」と解釈した教育法学や判例の成果、さらに「能力の共同性」論につながる理論的発展があることをふまえ、「合理的配慮」を「個別化」の論理において意義づけて評価しているところに特徴がある。

本論文の出発点は、自ら要求を主張しにくい知的障害児の「教育を受ける権利」（子

どもの権利条約の規定によれば「教育への権利」を保障するための論理を、当事者の権利主体性を基盤に打ち立てようとするところにあった。その点で、新たな知見としての能力論、発達論、人格論とそれらに基づく障害児教育論、とりわけ、「個別化」の意義・評価からいかにして「能力の共同性」へと架橋できたかは必ずしも明らかではない。しかし、近代市民社会において、社会の構成員であり人権主体としての市民には「自己意識」や「理性」の保有者であることが前提とされていることに対して、こうした価値概念を「形成しつつある」存在いかえれば「発達しつつある」存在の権利主体性の社会的受容とその発達援助のあり方は依然として教育学および社会福祉学の基本課題であり、本論文はその学術的貢献に貴重な一步を印したのものとして高く評価できる。

本論文の学位審査申請が開始されたのは2015年12月であり、その前年の2014年1月には日本政府が障害者権利条約を批准し、2016年4月にはその理念でもある「社会的障壁の除去」のための「合理的な配慮」の実施をめざした障害者差別解消法が施行される。日本の障害児教育においても、法制度は整備されつつあるとしても、教育現場における障害児の「教育への権利」保障の具体的条件整備・教育実践にはなお多くの課題が山積している。たとえば、個別的特性に応じた教育環境の整備、教育内容・方法の開発は依然として課題である。また、大学においても障害者差別解消法施行に対応した教育環境整備が検討され、あるいは近年経済活動のグローバル化に即した大学改革がいささか強引に推進されているが、知的障害者の高等教育保障についてはいまだ検討さえされていないといえる。教育における「合理的配慮」のあり方については、今後より多くの研究者によって解明される必要があり、本論文も、これを起点としてさらに研究を継続・発展させていくことが期待される。

以上のことから、審査委員会は、本論文が、愛知県立大学博士（人間発達学）の学位の授与にふさわしい水準にあると全員一致して判断した。